

# 資料②

(中間的業者の取扱い)

# 中間的業者の取扱い①

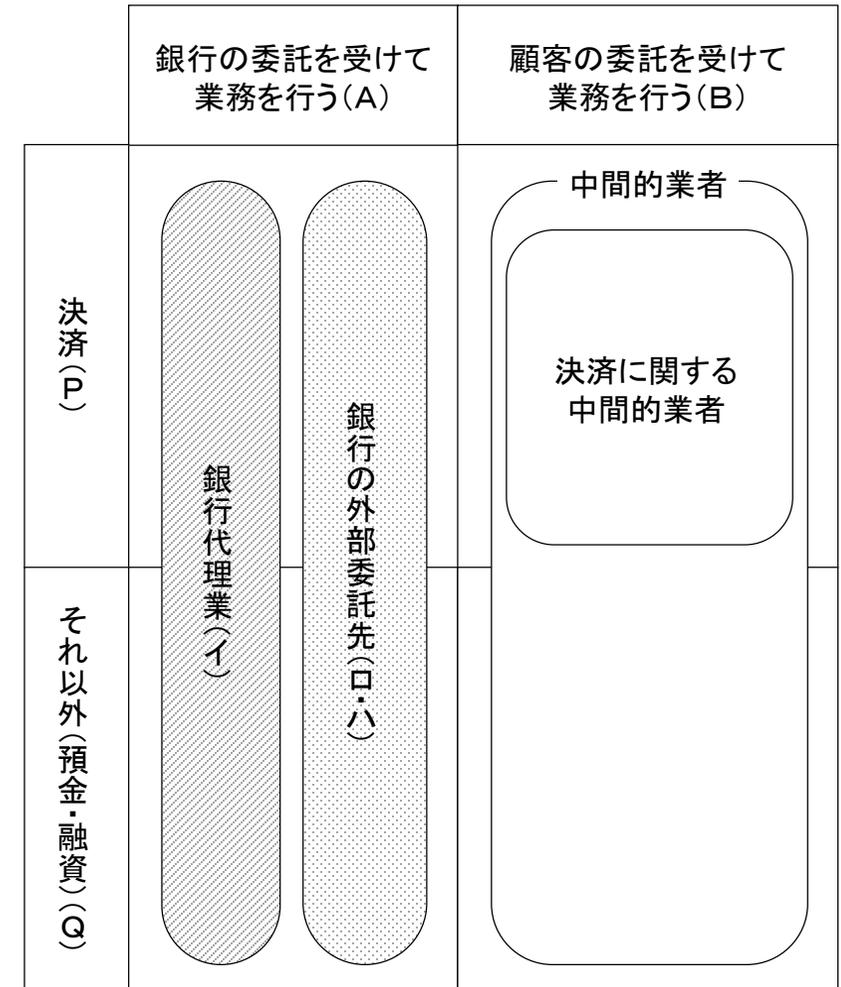
## 論点

### 銀行等と顧客との間でサービスを提供する業者の分類

- 銀行等と顧客との間で仲介を行う業者については様々なものがあり、今後、多様な種類のサービスが発展していくことが想定されるが、それらを分類するとすれば、いかなる視点あるいはメルクマールで分類することが考えられるか。
  - 誰の委託を受けて業を行っているか
    - ・ 銀行等からの委託により業務を行うもの(A)
    - ・ 顧客からの委託により業務を行うもの(B)
  - 如何なる行為を業として行っているか
    - ・ 契約締結に向けられた代理及び媒介行為(イ)
    - ・ 契約締結に向けられているが代理・媒介に至らない事実行為(ロ)
    - ・ 契約締結に向けられていない事実行為(ハ)
  - 銀行業務のうち、
    - ・ 決済に関してサービスを提供するものか(P)
    - ・ それ以外(預金・融資)に関してサービスを提供するものか(Q)
- 現行の銀行法では、
  - ・ A-イ： 銀行の委託を受けて、預金・融資・為替に関する契約の締結の代理・媒介を行う者は銀行代理業の対象
  - ・ A-ロ及びハ： 銀行の委託を受けて、その他の行為(ロ・ハ)を行う者は銀行による指導義務の対象
- 他方、銀行等と顧客との間で、顧客から委託を受けて、決済・預金・融資に関して仲介を行う者については、そうした制度的枠組みは存在しない。

## 参考

### ○ 銀行等と顧客との間で仲介を行う業者の分類



※ 実際には、銀行と顧客の双方から委託を受けて業務を行うこと(AとBの重複)も考えられるか。

## 中間的業者の取扱い②

### 論点

#### 今後の議論の進め方等

- こうした銀行等と顧客との間で顧客から委託を受けて仲介を行う者を、仮に「中間的業者」と呼ぶこととした場合、この中間的業者の取扱いについては、全体の整合性には留意しながらも、過剰規制とならないよう、リスクに応じた議論をしていく必要があるのではないか。
- その場合、決済に関する業務やそれ以外(預金・融資)に関する業務ごとに、問題状況や関係する利害が異なりうることを踏まえると、これらの取扱いについては業務ごとに検討される必要があるのではないか。
- 現状、決済を中心に中間的業者の業務が展開されており、欧州でも決済に関する中間的業者について法制の整備が図られていることを踏まえれば、まずは、決済に関する中間的業者の取扱いについて検討を進めていくことが適当ではないか。

### 参考

## 中間的業者の取扱い③

### 論点

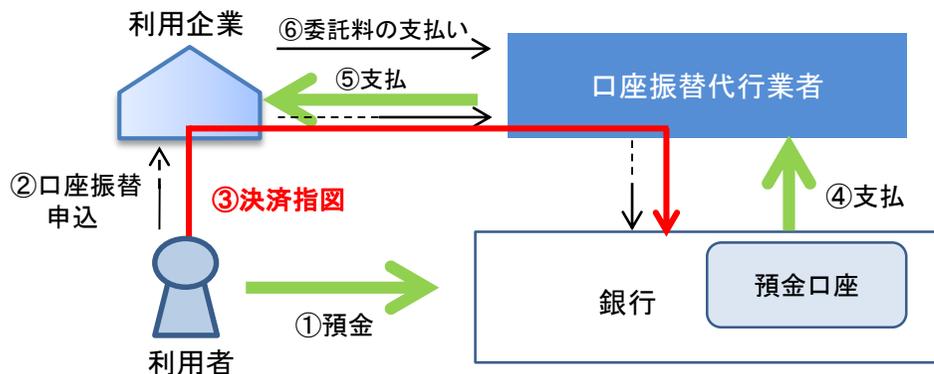
- 決済に関する中間的業者の取扱いについて検討を進めていくこととした場合、留意しておくべき点は何か。
  - 業者自身の態勢
  - 顧客との関係
  - 銀行との関係
  - その他

### 参考

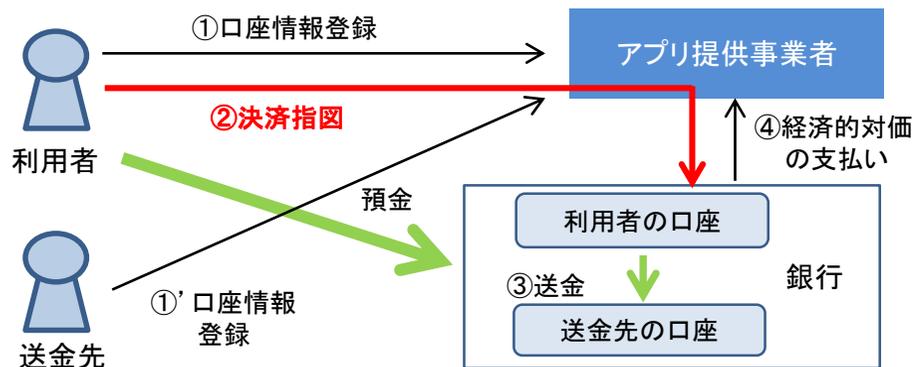
# (参考) 決済に関する中間的業者の例

## 業務の仕組み(例)

### ○ 口座振替代行サービス



### ○ 送金プラットフォームサービス



## 概要

- ① 利用企業(電子商取引企業や電気事業者・不動産管理会社等)からの委託を受け、銀行に決済指図等を伝達
- ② これにより、顧客の銀行口座から送金を受けた上で、当該送金額を利用企業に支払う
- ③ 電子モールでの支払い(即時支払)や公共料金や家賃の支払い(定期的な支払)等が代表的

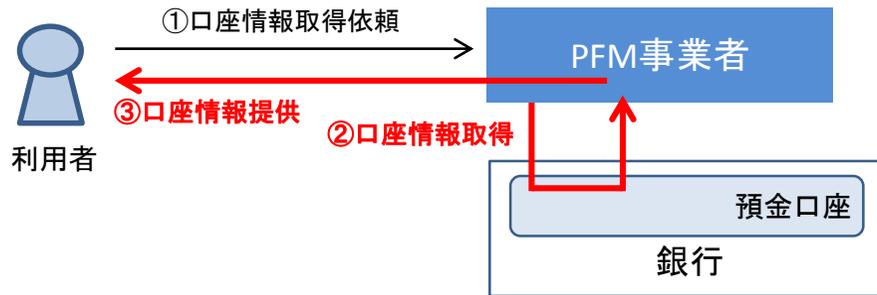
※ 例えば、電子モールでの支払いでは、決済画面で、利用者が利用銀行を選択すると、当該銀行のインターネット・バンキング画面に遷移し、当該画面上でのパスワードの入力等により決済が実施(即時決済)。口座振替代行サービス業者は、電子モールと銀行のインターネット・バンキングを接続するシステムを提供。

- ① 顧客が、主にスマートフォンのアプリケーションを用いて、送金したい相手方の携帯番号等と金額を入力(当該情報は、送金プラットフォームサービス業者に伝達される)
- ② 顧客からの情報入力を受け、送金プラットフォームサービス業者は、銀行に決済指図等を伝達

# (参考) 決済に関する中間的業者の例(続き)

## 業務の仕組み(例)

### ○ PFM(Personal Financial Management: 個人財務管理)サービス



## 概要

- ① 顧客からの口座情報取得依頼に基づき、顧客の銀行口座情報を取得し、スマートフォン等で、情報を顧客のニーズに応じて、解析あるいは統合した形で提供
  - ② なお、現在、こうしたサービスにおいて、業者が銀行から情報を取得する方法には、以下のものがある
    - スクレイピング(利用者からID・パスワードを預かり、当該銀行のネットバンキングにアクセスすることにより、ネットバンキング画面上の情報を抽出する技術)による方法
    - 銀行からAPI(Application Programming Interface。銀行システムの情報や機能を利用できるよう、システムに接続するための仕様のこと。)の公開を受ける方法
- ※ なお、現状では、①の方法による場合が多く、この場合、PFM事業者と銀行との間に契約関係がなく、銀行は、情報の取得について認識をしない。②の方法による場合、PFM事業者は、銀行との間でAPIの利用契約を締結することとなり、銀行はPFM事業者による情報の取得を認識することになる。